

飯塚市若年者健康診査実施要綱及び飯塚市国民健康保険特定健康診査等実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月15日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市若年者健康診査実施要綱及び飯塚市国民健康保険特定健康診査等実施要綱の一部を改正する告示

(飯塚市若年者健康診査実施要綱の一部改正)

第1条 飯塚市若年者健康診査実施要綱(平成29年飯塚市飯塚市告示第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(費用の負担) 第6条 (略) 2 (略) 3 前2項の負担金については、受診者が、市民税非課税世帯に属する者であって、市が発行する<u>世帯全員が市民税非課税であることを証する書類</u>を健診機関等に提出すること(ただし、転入等により市が発行する<u>世帯全員が市民税非課税であることを証する書類</u>が提出できない場合は、転入前の市町村が発行する証明書類を健診機関等に提出すること)、又は生活保護受給者である場合にあっては医療カードを健診機関等に提示することにより免除するものとする。	(費用の負担) 第6条 (略) 2 (略) 3 前2項の負担金については、受診者が、市民税非課税世帯に属する者であって、市が発行する<u>非課税世帯証明書</u>を健診機関等に提出すること(ただし、転入等により市が発行する<u>非課税世帯証明書</u>が提出できない場合は、転入前の市町村が発行する証明書類を健診機関等に提出すること)、又は生活保護受給者である場合にあっては医療カードを健診機関等に提示することにより免除するものとする。

(飯塚市国民健康保険特定健康診査等実施要綱の一部改正)

第2条 飯塚市国民健康保険特定健康診査等実施要綱(平成29年飯塚市告示第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(費用の負担)	(費用の負担)

第8条 （略）

2 （略）

3 前2項の負担金については、受診者が、次のいずれかに該当する場合は免除するものとする。

(1) 市民税非課税世帯に属する者であって、市が発行する世帯全員が市民税非課税であることを証する書類を健診機関等に提出した者。ただし、転入等により市が発行する世帯全員が市民税非課税であることを証する書類が提出できない場合は、転入前の市町村が発行する証明書類を健診機関等に提出するものとする。

(2)・(3) （略）

4 （略）

第8条 （略）

2 （略）

3 前2項の負担金については、受診者が、次のいずれかに該当する場合は免除するものとする。

(1) 市民税非課税世帯に属する者であって、市が発行する非課税世帯証明書を健診機関等に提出した者。ただし、転入等により市が発行する非課税世帯証明書が提出できない場合は、転入前の市町村が発行する証明書類を健診機関等に提出するものとする。

(2)・(3) （略）

4 （略）

附 則

この告示は、告示の日から施行する。